

大分県庁舎内広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板設置業務契約書

大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、大分県庁舎本館（以下「庁舎内」という。）における広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板（以下「案内板」という。）の設置及び運用に係る事業について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、庁舎内1階エレベーターホール南側壁面（別図に指定する場所に限る。以下「案内板設置場所」という。）を乙が第8条に定める行政財産の使用許可を受けることを条件として、乙の使用に供する。
- 2 乙は、案内板設置場所において、案内板を設置し、「大分県庁舎内広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内版設置業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に規定する情報を提供するとともに、案内板の一部に設ける広告スペースを運用し広告料収入を得る権利の対価（以下「広告掲出料」という。）を甲に対し支払うこととする。
- 3 案内板の設置運用に必要な事項は、この契約書のほか、別紙「大分県庁舎内広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）、「大分県庁舎内広告掲載要領」（以下「要領」という。）、及び仕様書の定めるところによることとする。
- 4 乙は、甲の指示に従い、善良なる管理者の注意義務を以て事業を行わなければならない。

（事業計画）

- 第2条 乙は、この契約締結後速やかに、案内板の設置運用に係る事業計画書を提出し、甲の承認を得ることとする。

（事業期間）

- 第3条 事業期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。なお、案内板の運用期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間とする。（事業契約終了に伴う撤去期間を含む。）

（広告掲出料）

- 第4条 広告掲出料は、年額 円とする。

（契約保証金）

- 第5条 乙は、広告掲出料（消費税額を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。
- （1）乙が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行しているとき。

（広告掲出料の納付方法）

第6条 乙は、第4条の広告掲出料を、甲の発行する納入通知書により指定する日までに支払わなければならない。

2 乙は、前項の納入期限までに広告掲出料を支払わないときは、当該未支払額につき、遅延日数応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合はこの限りでない。

（広告掲出料の減額）

第7条 甲は、甲が認める自然災害等特別な理由により広告掲出料を減額する場合は、減額する金額を日割り計算により算出することとする。ただし、当該金額には利息を付さない。

（行政財産の使用許可）

第8条 乙は、案内板設置場所の使用を開始するときは、甲が別に指定する日までに、行政財産使用許可申請書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、行政財産の使用許可を受けたときは、前条の広告掲出料とは別に、大分県使用料および手数料条例の規定に基づき算定した使用料を、甲が発行する納入通知書により指定する日までに支払わなければならない。

（案内板の設置運用経費）

第9条 案内板の設置・撤去に係る工事費及び運用に伴う電気料は、乙の負担とする。また、案内板の情報更新作業等に必要となるパソコン等の機器及び通信環境は、乙の負担により準備することとする。

2 乙が、案内板の設置・撤去及び運用に伴い庁舎を損傷した場合は、乙の負担により原状復旧することとする。

（案内板の維持管理等）

第10条 次に掲げる事項は、第2条の事業計画書に基づき、乙が自らその費用を負担して行わなければならない。

(1) 案内板の設備を常時適正な状態に保つために必要な点検及び維持管理

(2) 案内板の設備の落下及び破損等が生じた場合における速やかな復旧等の措置

(3) 案内板の広告及び広告以外の情報に係る修正及び定期的な更新

(4) その他、案内板を適正に設置運用するために必要な事項

- 2 甲は、案内板の設備の落下、破損その他の異常を発見したときは、直ちに乙に連絡し、復旧等の措置を行わせることとする。
- 3 甲は、案内板の広告又は広告以外の情報に修正又は更新が必要と認めたときは速やかに乙に連絡し、修正又は更新の内容及び方法について必要な指示を行うこととする。
- 4 前3項に定めるもののほか、甲は、案内板の適正な設置運用のため必要と認めたときは、乙に対し必要な指示、指導及び助言を行うものとし、乙は、これに対し誠実に対応することとする。

(案内板の設置運用の一時中止)

- 第11条 甲は、暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、乙の責めに帰すことができないものにより本業務を継続できないと認めたときは、直ちに乙に通知し、本業務の全部又は一部を一時中止させることとする。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、書面により乙に通知し、本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。この場合において、広告掲出料の額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めることとする。

(協議による契約の解除)

- 第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第8条に規定する行政財産の使用許可を得られないとき又はこれを取り消されたとき
 - (2) 乙が、その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。
 - (3) 案内板の設置運用に係る業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時広告代理店業務契約等の締結をする事務所の代表者をいう。以下、この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責任を追わないこととする。また、乙は甲に対して、広告掲出料の10分の1に相当する額の賠償金を甲が指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第14条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができることとし、このために甲に損害が生じても乙はその責任を負わないこととする。

- （1）仕様の大幅な変更により契約の目的を達成することができないとき。
- （2）甲の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

（損害賠償）

第15条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約の定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

- 2 乙は、本事業の実施にあたり第三者に損害を生じさせたときは、被害者との折衝、損害の賠償その他必要な措置をすべて乙の責任において行うこととする。ただし、甲が必要と認めるときは、甲自らこれを行い、または乙に指示して実施させることができる。
- 3 前項の措置にかかる費用は、全額乙の負担とする。ただし、損害の全部または一部が甲の責に帰すべき事由により生じたことが明らかなきときは、甲は、その責任の割合に応じ、これを負担することとする。
- 4 本条第2項の損害が甲乙双方の責に帰することができない事由により生じたことが明らかなきときは、または甲もしくは乙いずれかの責に帰すべき事由により生じたものが明らかでないときは、前項の費用は、その負担割合につき甲乙協議して定めることとする。
- 5 契約締結後、案内板の運用開始日までの間に、甲、乙双方の責めに帰することのでき

ない理由により発生した損害については、一切、乙の負担とする。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(原状回復義務)

第18条 乙は、事業期間の満了により事業を終了するとき、又は第12条、第13条並びに第14条の規定によりこの契約が解除されたときは、自己の負担により案内板を撤去し、原状に復さなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

(契約の費用等)

第19条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、案内板の設置運用に関し知り得た秘密を本契約中はもとより、本契約終了後も他に漏らしてはならない。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じ、甲乙協議して定めることとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙